

# 秋田県スポーツ指導者登録システム設置要綱

## (設 置)

第1条 県民のスポーツ活動の普及、発展を図るため、有能なスポーツ指導者(以下「指導者」という。)の登録を行い、市町村、スポーツ団体、地域スポーツクラブ及び学校等の要請に応じて適切な指導者の情報提供を行えるよう、秋田県スポーツ指導者登録システム(以下「登録システム」という。)を設置する。

## (業 務)

第2条 登録システムの業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録と紹介に関すること。
- (2) 指導者に関する情報の管理・提供に関すること。
- (3) 各関係団体との連携に関すること。
- (4) 上記(1)～(3)のほか、登録システムの目標達成に必要な事項に関すること。

## (事務局)

第3条 登録システムの事務局は秋田県教育庁保健体育課とする。

## (個人情報について)

第4条 個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」に従い適切に取り扱うものとする。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、登録システムの業務に関する必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。